NACS news
NACS information papers
No.13
2022春
NIPPON ASSOCIATION OF CONSUMER SPECIALISTS
【特集】成年年齢引き下げ
公益社団法人　日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
〒102-0071　東京都千代田区富士見2－4－6　宝5号館2F　▪TEL. 03－6434－1125　▪FAX. 03－6434－1161
編集責任者：広報委員長　永沢 裕美子

若年層における消費者教育の重要性
～成年年齢引き下げを踏まえて～

NACS会長　河上 正二

成年年齢引き下げについては、平成30（2018）年6月13日、「成年年齢を引き下げる民法改正法」が可決・成立しました。これによって、民法第4条について、「年齢十八歳をもって、成年とする」との改正が施され、その施行は令和4（2022）年4月1日とされました。

人の「能力」について、単独で有効な法律上の行為をなすには、成熟した財産管理能力・判断能力としての「行為能力」が必要とされ、これが民法上の「成年」と結びつけられています。もっとも、年齢で画一的に保護の要否や程度を考えることは本来的には困難であり、その要保護状態については、むしろ一定の「幅」をもって検討されることが望ましい。さしあたって、17, 8歳から22, 3歳の幅を持った、「年齢への配慮」が必要になるというのが実態に即しているように思われます。

消費者法の世界では、「成人」を前提としながらも、「情報の質及び量並びに交渉力等の格差」が考慮され、取引に際しては「消費者の知識、経験及び財産の状況等」への配慮が要請されています。その意味では、誰もが多かれ少なかれ、一定の脆弱性を有していることを前提に、目的物や生活環境、置かれた状況ごとに、かかる脆弱性が顕在化すると考えるのが適切です。

若年消費者にとっての消費者教育の重要性は、明らかです。第1に、成長途上にある若年者は、好奇心が旺盛であり、失敗や経験を積み重ねながら生きる知恵を身につけていくべき存在です。したがって、危険なもの（物・者）から遠ざけ、隔離し、保護するというだけでは十分ではありません。一方でセーフティ・ネットを張りつつ、物の危険や社会の危険に目を向け、そこでの危険を理解して回避の方法を身につけることできるようにすることが大切です。第2に、若年者は、概して社会的な経験にとぼしいことから、問題の具体的なイメージ化が困難な場合が多い。これまで、小遣いの範囲で日用品や食物を手に入れる程度の取引経験しかない者に、いきなり金融・投資に関するリスク情報を提供しても、ほとんど実感をもって理解することは期待できません。それだけに、若年消費者に対する消費者教育における素材の選び方・与え方には慎重な配慮が必要です。

若年消費者を育て上げることは、第1次的には、両親を始めとする保護者・家庭の社会的責任ですが、そればかりでなく、学校の教育現場や職場などにも広がっており、地域、国の責務でもあります。これは、高齢者に対する「見守り」ネットワーク構築と同様の問題です。とくに、学校教育の場は、将来において自立的かつ安全に生活していく「人間力」の基礎を涵養する場でもあるので、家庭教育と並ぶ重要な消費者教育の場とならねばなりません。その際、消費者問題について詳しい者と、こうした、主体間を結びつける、専門的知識を持った消費生活相談員やコーディネーターの存在は、消費者教育を効果的に進める上で極めて重要です。

若年者に対する消費者教育の充実や若年消費者に対する制度的支援は、将来の力強い「消費者市民」を育てあげることにつながる我が国の最重要課題の一つです。「子供の貧困」や「ワーキング・プア」が話題となるような社会にあって、若年層を支え、賢明な市民・消費者に育てて、消費者被害から自らを守るとともに、社会や環境にも配慮できる力強い消費者市民を育て上げることは、おそらく経済政策以上に重要な国家的課題です（最近、政府は「こども家庭庁」を創設して施策の一元化を図ろうとしていますが、問題は何をやるかです）。学校教育における消費者教育の全体的底上げを図り、充実した若年消費者教育が追求されることが望まれるとともに、制度的な下支えが実現することを祈念したいと思います。

ほっとにゅーすfrom NACS　第6回

標準化で消費生活に対する観察眼を養う

標準化委員会　委員長　釘宮 悦子

NACSでは、2009年度から経済産業省委託事業として標準化の普及啓発をおこなってきました。昨年度も6回の標準化セミナーを開催し、会員だけでなく大学生や一般消費者にも参加していただきました。

NACSの標準化セミナーの特徴は、参加者に「標準化のタネ探し」をしていただくことです。つまり、商品・サービスの現状の問題点を挙げ、標準化によって解決できないかを考えていただきます。標準化とは、単純化、秩序化、試験・評価方法の統一により、製品やサービスの互換性・品質・性能・安全性の確保、利便性を向上させることです。バラバラで不便に感じることや品質・安全性に問題がありそうなものがないかを考えてみると、日常生活の中にさまざまな問題点が潜在していることに気づくことができます。標準化のタネを探すことは、消費生活に対する観察眼を養うことだとも言えるでしょう。

標準化委員会では、このような標準化のタネの情報を整理して、関連する法律・基準や利害関係者を明らかにし、JIS規格などの提案につなげようとしています。また、制定された規格を知ってもらうことが大切だと考え、規格に関連した安全な商品の選び方などの情報提供も予定しています。

昨年度からは公開講座を開催し、JISやISOなどの標準化に馴染のなかった方にも気軽に参加していただける機会をつくりました。消費生活に対する観察眼を養うひとつの方法として、標準化に関心を持っていただけたらと思います。

北から南から ～消費生活相談・活動の現場より～

高杉 陽子（新潟県）

新潟分科会は昨年9月に県内13市で高齢者511人に「インターネット利用状況」の調査を実施しました。そのきっかけは、インターネットが使えない高齢者が電話に殺到し大混乱した5月のコロナワクチン接種の予約でした。

私自身、プロではない一歩先いく仲間という立場でNACSの「ICTリーダー」としてアクティブシニア対象の講座の講師や、ご近所の高齢者にスマホの使い方をアドバイスした時の経験から、ちょっとしたつまずきで敬遠していた方が少しだけの手助けで、イキイキとスマホに向かわれる姿を見てきました。そのような中で起きたワクチン予約騒動は、高齢者のデジタルデバイド問題が顕著に現れており早急に適切な対策が必要ではないか、そのために県内の高齢者の状況を把握しなければと思いました。分科会でも同じ意見でまとまり、同様の懸念を抱いていた新潟県消費者協会と協働の調査が実現しました。

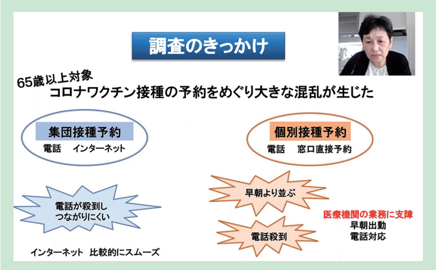

アンケートでは、「ITを利用していない」方は4割でしたが、「コロナ禍で今後はITを使う機会は増える」と回答した方が7割いました。コロナ禍はITを「使う必要性がない」と思っていた方の中にも「使ってみるか」や「使い方を知りたい」に繋がるきっかけになったようです。今年度は、「簡単なことを何度でもすぐ教えてくれる窓口が欲しい」というアンケートの要望に、分科会で何ができるかを検討していきたいと思います。

オンデマンド講座「基礎から学ぶ民法講座（6回シリーズ）」

約120年ぶりに大幅に見直しされた改正民法の内容について理解を深めるため、民法の第一人者である河上正二氏に6回シリーズで講義をいただきます。

民法を読んだことがないという方、難しい法律の本を読むのは苦手という方でも、民法の全体像、民法の根底に流れている考え方について学ぶことができます。

本講座をお申し込みされた方には、信山社より「鳥瞰民法」（河上正二著）と「法学六法'21」（池田真郎他6名編集代表）をお届けします。（講座料金にテキスト代、郵送料込み）

（講座名／内容欄）

◆講　師：東北大学・東京大学名誉教授、青山学院大学
　　法務研究科客員教授、NACS会長　河上正二 氏
◆受講方法：動画配信（2時間／回×6回）
◆内　容：第1回　総論
　　第2回　総則
　　第3回　物権
　　第4回　債権
　　第5回　契約法・不法行為法
　　第6回　親族法・相続法
◆受講代：NACS会員・賛助会組織の従業員7,500円
　　一般10,000円
　　2022年度NACS新入会員2,000円（テキスト代・送料・消費税のみ、受講代は無料）
　　※一部講義のみの申込は不可
◆申込期間：4月1日～5月31日
◆受講期間：6月20日～9月30日
※申込締切後、6月上旬にテキストを直送
※6月20日に6回分の動画をまとめて配信
※受講期間中は、何度でも動画を視聴可能
◆申込方法：NACSホームページから申込

インフォメーション

NACS
ホームページ

●若年層からの電話相談を受け付けます

4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるのを機に、NACSでは4月2日・3日の二日間、若年層からの相談に特化した電話相談を受け付けます。皆様からのご相談をお待ちしております。

日時：2022年4月2日（土）午前11時～午後4時（大阪相談室）
　　2022年4月3日（日）午前11時～午後4時（東京相談室）
電話：東京相談室 03－6450－6631　大阪相談室 06－4790－8110

編集後記

新しい門出の季節ですが、なかなか心穏やかではいられない今日このごろです。これから長い人生を歩む10代の新成人、そして、すでに長く大人をやっているシニアにも、消費者啓発の工夫は大事だとあらためて思いました。（原）

成年年齢引き下げに対応した消費者教育教材の特集はいかがでしたか。多様な方々が参画されて完成したことをあらためて知りました。NACSの教材が若年消費者の育成に寄与できることを心から願います。（毛利）

特集▶成年年齢引き下げ　NACSの消費者教育教材

18歳からのスマート通販学

Q：教材作成の狙いは何でしょうか？

2022年4月からの成年年齢引き下げで、18歳19歳の契約は未成年者取消権が使えなくなります。コロナ禍で近年ネット取引は急増していますが、若い人たちは経験不足から被害に遭いやすい傾向にあります。「学校では習ったはずだけど、、、」という若者の声をきっかけとして、若者自身で学べるeBOOK『18歳からのスマート通販学』をアマゾンジャパン合同会社のご支援を得て制作しました。

Q：教材の特徴と工夫されたことを教えていただけますか？
完成までのご苦労や携わったメンバーについてもご紹介ください。

本教材を通して伝えたかったのは、消費者力が高いスマートな大人になる方法と、その考え方です。従来の消費者教育ツールには「これは危ない！」「これをしてはイケナイ！」という伝え方がよくありますが、実際にトラブルを経験していない新成人の多くは、それらの注意を自分自身に置き換えず「こんな事にひっかかるなんて、バカだなあ～」と受け流しがちです。スマートな大人という「目指すべき姿」を描くポジティブなメッセージを打ち出し、スマホやタブレットに慣れ親しんでいるZ世代（16歳~25歳のデジタルネイティブ世代）の日常生活にスッと入る情報発信を、私たちは目指しました。

この教材開発で最も工夫したポイントは、Z世代のインターネット通販の利用方法や気をつけていること、トラブルに遭ったときの状況などを、直接当事者から聞く「場づくり」でした。具体的にはZ世代に耳を傾けるワークショップを2021年8月にオンラインで実施し、彼らの本音を教材開発チームが直接触れる機会を設けました。ワークショップで出たコメントや、Z世代が考えた消費者力が高い大人になるためのアイデアは、私たちの気づきや発想を大いに刺激しました。

その後は「消費者力が高い大人とは、どんな大人か？」「消費者力はどんな言葉で分解できるか」を短い文章とイラストで明確化できるまでに産みの苦しみがありました。ワークショップに参加してくれたZ世代達に要所要所で壁打ちさせてもらいながら内容を固めて行けたので、皆にとって満足できる新教材を完成させる事ができました。

スマホやタブレットで見やすく理解しやすいよう、イラストやアイコンを充実させたコンテンツ。アマゾンKindleや楽天koboでいつでもダウンロードできる仕組みも、デジタルネイティブの視点を意識しています。

編集担当は中部支部から星野支部長ならびに、相談員でもある北川住江さん、高木友美さん。監修は岐阜大学の田中伸准教授、リーガルチェックは山田秀樹弁護士にお願いしました。企画・デザインは田中美帆さん、伊藤美紀さん、イラストは渡辺祐亮さん（以上cocoroé）、コピーライター中島佳人さん、それにワークショップ参加のZ世代サポーター小玉さん、飯野さんに全面的にご協力いただきました。

Q：想定される活用シーンや効果などについて教えていただけますか？

本教材はQRコードやPDFをメールで一斉配布できるのでオンライン授業でも活用できます。またイラスト等の素材は無料ダウンロードができ、学校の授業や出前講座などで使用する教材としてカスタマイズが可能です。本教材を通してトラブルを賢く避ける秘訣を学び、スマートにネット通販を楽しむ消費者を育てることができます。

動画教材「契約について学ぼう」

Q：開発のきっかけは？

成年年齢引き下げに対応した、NACSらしい、学校の現場で使っていただける教材を作ろうということで、日本宝くじ協会に助成申請をしたことが始まりです。

現役の消費生活相談員として活躍されている会員、福井の楯郁代さん、東京の長谷川ゆかりさん、大阪の山口知香さんの3名で開発チームを組織し、福井県立高志中学校高等学校で社会科を担当されている小川駿也先生、福井大学教育学部の門井直哉教授、弁護士の野条泰永先生に監修をお願いしました。

Q：この教材の狙いは？

コロナ禍で学校への講師派遣が難しくなっていることから、50分の授業の中で使っていただける動画教材を開発しようということになりました。

また、契約に関する教材はすでに数多くあることから、既存の教材との差別化を図るため、高校の家庭科だけでなく、今春から公民科に必修科目として新設される「公共」でも使っていただける教材を目指しました。

Q：狙い通りの教材になりましたか？

開発の途中で、あれも入れたいこれも入れたいということで、気づいたら、1時間を超える大作?になってしまっていました。印刷教材であれば、コラムとして色々な情報をいれることが可能ですが、動画ではそうもいきません。本当に伝えたいことだけ、削って削って20分に収めるのが大変でした。

教材は、3部構成です。第1章の「契約とは？」は、私たちは毎日、暮らしの中で無意識に様々な契約をしていることや、ピザの宅配など身近な例を使って契約の拘束力や成立時期について考える内容となっています。

続く第2章は「契約トラブルの解決方法」です。慎重に契約することの大切さを促すとともに、債務不履行や商品に問題があった場合を例に、契約の相手に何が言えるのかなどを考え、解決方法を探っていく内容になっています。また、どのような場合に契約を解消できるのか、どのような場合にクーリング・オフができるのかなどを、クイズを使って考え、法的なものの考え方を身につけるきっかけとしてもらえるようにしました。

最後の第3章は「どこに相談したらよいの？」です。トラブルになった場合の相談先として消費生活センターがあることを教えるだけでなく、相談方法などを学び、相談できる自立した消費者になってもらいたいという期待を込めました。

Q：債務不履行とかなんだか難しそうですが、どんな工夫をされましたか？

債務不履行など、知っておいて欲しい概念については、動物のキャラクターを登場させて楽しく学べるようにしました。また、取り消しや無効といった法律用語は極力使わないようにして、普段使っている言葉で表現することを心がけました。

Q：最後に、一言。

日本宝くじ協会の助成により3000部のCDを作成し、全国の高校や消費生活センターに配布をしたところ、「成人用にも使える教材です」「こんな教材が欲しかった」といった嬉しい声が寄せられています。

NACSのホームページに特設ページ（QRコード①）を設けました。こちらから、パワーポイントで作成した動画教材（音声入り）をダウンロードして、授業や講座でお使いいただけます。今後、「指導書」などもこちらに掲載する予定です。動画教材の内容をご覧いただきたい方は、QRコード②より視聴いただけます。

① 特設ページ

② Vimeo 動画